

資料編

1 計画策定までのあゆみ

年 月 日	内 容
令和2年7月28日	刈谷市食育推進計画策定部会の設置
8月4日	第1回刈谷市食育推進計画策定部会 (1) 部会長選出 (2) 食育推進計画について (3) 第2次刈谷市食育推進計画策定スケジュールについて (4) 策定業務委託業者選定審査会について (5) 策定委員会委員の選出について
9月24日	第2回刈谷市食育推進計画策定部会 (1) 食育に関するアンケートの実施について (2) 第2次刈谷市食育推進計画骨子案について (3) 第2次刈谷市食育推進計画策定スケジュールについて (4) 策定委員会への配布資料について
10月1日	第1回刈谷市食育推進計画策定委員会 (1) 委員長選出 (2) 計画の概要及びこれまでの取組について (3) 第2次刈谷市食育推進計画骨子案について (4) 食育に関する市民アンケートの実施について (5) 第2次刈谷市食育推進計画策定の体制及びスケジュール案について
11月11日	第3回刈谷市食育推進計画策定部会 (1) アンケート調査結果について (2) 第2次刈谷市食育推進計画素案について (3) 取組内容及び重点プログラムについて (4) 数値目標の設定について (5) パブリックコメントの実施について (6) 中間報告について
11月19日	第2回刈谷市食育推進計画策定委員会 (1) アンケート調査結果について (2) 第2次刈谷市食育推進計画素案について (3) パブリックコメントの実施について
12月1日~ 令和3年1月4日	パブリックコメントの実施
1月6日	第4回刈谷市食育推進計画策定部会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 最終報告について
1月14日	第3回刈谷市食育推進計画策定委員会 (1) パブリックコメントの結果について (2) 第2次刈谷市食育推進計画（最終案）について

2 刈谷市食育推進計画策定委員会設置要綱



(設置)

第1条 刈谷市食育推進計画を策定するため、刈谷市食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、刈谷市食育推進計画の策定について、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 市内に住所を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、産業環境部農政課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- (この要綱の失効)
- 2 この要綱は、第2次刈谷市食育推進計画が策定された時にその効力を失う。

3 第2次刈谷市食育推進計画策定委員会名簿

	氏名	団体等名
委員長	塚本信子	刈谷市農業委員会
委員	筒井和美	愛知教育大学
//	鈴木一正	刈谷医師会
//	長澤恒保	刈谷市歯科医師会
//	橋本正夫	刈谷市食と健康づくりの会
//	篠原敏樹	刈谷市小中学校PTA連絡協議会
//	神谷武彦	刈谷市立学校長会
//	三浦共	刈谷市幼稚園こども未来サポーターズ
//	鈴木ちづ子	しょくまるファイブ応援団刈谷
//	高岡育代	刈谷市いきいきクラブ
//	中村祐子	刈谷市民生委員・児童委員連絡協議会
//	加藤勝	あいち中央農業協同組合
//	稲生令子	市民代表
//	安藤実香	愛知県西三河農林水産事務所農政課

(敬称略、順不同)

